

株式移転に係る事後開示書類

（会社法第 811 条第 1 項および会社法第 815 条第 3 項
ならびに会社法施行規則第 210 条に基づく開示書類）

2020 年 10 月 1 日

インヴァスト株式会社

インヴァスト証券株式会社

2020 年 10 月 1 日

株式移転に係る事後開示書類

東京都中央区東日本橋一丁目 5 番 6 号
インヴァスト株式会社
代表取締役社長 川路 猛

東京都中央区東日本橋一丁目 5 番 6 号
インヴァスト証券株式会社
代表取締役社長 川路 猛

インヴァスト証券株式会社（以下「インヴァスト証券」といいます。）は、2020 年 6 月 25 日開催の定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2020 年 10 月 1 日をもって、株式移転設立完全親会社であるインヴァスト株式会社（以下「インヴァスト」といいます。）を設立する株式移転（以下「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第 811 条第 1 項第 2 号および第 815 条第 3 項第 3 号ならびに会社法施行規則第 210 条に定める開示事項は以下のとおりです。

1 株式移転が効力を生じた日
2020 年 10 月 1 日

2 株式移転完全子会社における会社法第 805 条の 2 の規定による手続の経過
該当事項はありません。

3 株式移転完全子会社における会社法第 806 条、第 808 条および第 810 条の規定による手続の経過
インヴァスト証券は、会社法第 806 条第 3 項および社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2020 年 6 月 26 日付でインヴァスト証券の株主に対し、株式移転をする旨および株式移転設立完全親会社であるインヴァストの商号および住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 806 条第 1 項の規定に基づき株式の買取の請求をした株主はおりませんでした。

また、インヴァスト証券は、会社法第 808 条第 3 項および第 4 項の規定により、2020 年 6 月 26 日付でインヴァスト証券の新株予約権者に対し、株式移転をする旨および株式移転設立完全親会社であるインヴァストの商号および住所を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 808 条第 1 項の規定に基づき新株予約権の買取の請求をした新株予約権者はおりませんでした。

なお、本株式移転において会社法第 810 条の規定による手続については、該当事項はありません。

4 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式数
インヴァスト証券 普通株式 5,876,331 株

5 その他株式移転に関する重要な事項

(1) インヴァストは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるインヴァスト証券の株主に対し、その保有するインヴァスト証券の普通株式1株につきインヴァストの普通株式1株の割合をもって割当交付いたしました。

また、インヴァストは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時におけるインヴァスト証券の新株予約権者に対し、その保有するインヴァスト証券の新株予約権1個につきインヴァストの新株予約権1個の割合をもって割当交付いたしました。

(2) インヴァスト設立時の資本金および準備金に関する事項は以下のとおりです。

①資本金の額：500 百万円

②資本準備金の額：500 百万円

③利益準備金の額：0 円

(3) インヴァストの普通株式は、2020 年 10 月 1 日に東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場に上場いたしました。

なお、インヴァスト証券の普通株式は、2020 年 9 月 29 日をもって、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）市場において上場廃止となりました。

以上